

兵庫医科大学倫理審査委員会

(任期: 2022年4月1日～2023年9月30日)

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 適用条項 | 備考 |
|----------------------|-------|-------|-----------|----|
| 麻酔科学・疼痛制御学 | 主任教授 | ◎廣瀬宗孝 | 第4条第1項第1号 | |
| 放射線医学 | 主任教授 | 山門亨一郎 | 第4条第1項第1号 | |
| 糖尿病内分泌・免疫内科学 | 臨床教授 | 松井聖 | 第4条第1項第1号 | |
| 循環器・腎透析内科学 | 臨床教授 | 朝倉正紀 | 第4条第1項第1号 | |
| 臨床検査医学 | 主任教授 | 小柴賢洋 | 第4条第1項第1号 | |
| 遺伝子医療部 | 臨床教授 | 澤井英明 | 第4条第1項第1号 | |
| 生理学 (生体機能部門) | 主任教授 | ○越久仁敬 | 第4条第1項第2号 | |
| 遺伝学 | 主任教授 | 大村谷昌樹 | 第4条第1項第2号 | |
| 法医学 | 准教授 | 山本琢磨 | 第4条第1項第2号 | |
| リハビリテーション学部 | 准教授 | 森明子 | 第4条第1項第3号 | |
| 看護学部 | 講師 | 吉田幸恵 | 第4条第1項第4号 | |
| 関西学院大学大学院 司法研究科 教授 | | 荒川雅行 | 第4条第1項第4号 | |
| 一般の立場から意見を述べることのできる者 | | 巽純子 | 第4条第1項第5号 | |
| 一般の立場から意見を述べることのできる者 | | 中尾賀要子 | 第4条第1項第5号 | |
| 看護部 | 看護部次長 | 西田淳子 | 第4条第1項第6号 | |

※ ◎委員長、○副委員長

兵庫医科大学倫理審査委員会規程（抜粋）

(組 織)2022年4月 改正

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 臨床医学系の教授 6名（うち1名以上を教授とする。）
 - 2 基礎医学系の教授 3名（うち1名以上を教授とする。）
 - 3 薬学部、看護学部又はリハビリテーション学部の教員 1名
 - 4 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 2名以上
 - 5 一般の立場から意見を述べることのできる者 2名以上
 - 6 その他委員長が必要と認めた医師以外の職員 若干名
- ② 前項4～6号の委員のうち2名以上を本学に在籍していない者（以下「外部委員」という。）とする。
 - ③ 第1項各号の委員には男女両性を1名以上含むこととする。
 - ④ 本学に在籍する委員の委嘱は教授会の意見を聴き学長が行う。
 - ⑤ 外部委員の委嘱は、学長と委員長の協議を経て学長が行う。
 - ⑥ 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - ⑦ 委員会に欠員が生じたときは、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。